

日 薬 業 発 第 25 号
令和 2 年 4 月 11 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 10）

標記につきまして、厚生労働省保険局医療課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについては本日付け日薬業発第 24 号にてお知らせしたところですが、本取扱いに基づいて調剤を行った場合の調剤報酬の算定について示されました。

今般の時限的・特例的な取り扱いにおいては、令和 2 年度調剤報酬改定で新設された薬剤服用歴管理指導料 4（オンライン服薬指導）は医薬品医療機器法の施行前であるため、算定の対象とはなりません。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 10 日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）

新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日事務連絡」という。（別添参照））において、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについてとりまとめられたこと、及び、今般の地域における感染拡大の状況等を踏まえ、電話や情報通信機器を用いた診療を適切に実施する観点から、臨時的な診療報酬の取扱い等について下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し周知徹底を図られたい。

また、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その7）」（令和2年3月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問1及び問2は廃止し、本事務連絡をもって代えることとする。

記

1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について

新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、4月10日事務連絡1.（1）に規定する初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をする場合には、当該患者の診療について、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定告示」という。）A000初診料の注2に規定する214点を算定すること。その際は、4月10日事務連絡における留意点等を踏まえ、適切に診療を行うこと。

また、その際、医薬品の処方を行い、又はファクシミリ等で処方箋情報を送付する場合

は、調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料、又は薬剤料を算定することができる。

ただし、4月10日事務連絡1.（1）に規定する場合であっても、既に保険医療機関において診療を継続中の患者が、他の疾患について当該保険医療機関において初診があった場合には、電話等再診料を算定すること。

2. 保険薬局において、保険医療機関から送付された処方箋情報に基づき調剤を行い、電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を行う場合について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、4月10日事務連絡2.（1）に基づき調剤を実施した場合、調剤技術料、薬剤料及び特定保険医療材料料を算定することができる。

また、4月10日事務連絡2.（2）に規定する電話や情報通信機器を用いて服薬指導を行った場合、その他の要件を満たせば、薬剤服用歴管理指導料等を算定することができる。

3. 慢性疾患を有する定期受診患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療及び処方を行う場合について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患を有する定期受診患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療及び処方を行う場合であって、電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行い、「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行う場合は、算定告示B000の2に規定する「許可病床数が100床未満の病院の場合」の147点を月1回に限り算定できることとすること。

4. 4月10日事務連絡において「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」（令和2年2月28日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」（令和2年3月19日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）が廃止されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その2）」（令和2年2月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その3）」（令和2年3月2日厚生労働省保険局医療課事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その5）」（令和2年3月12日厚生労働省保険局医療課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その6）」（令和2年3月19日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」（令和2年2月28日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用

いた診療や処方箋の取扱いについて」(令和2年3月19日付け厚生労働省医政局医事課、
医薬・生活衛生局総務課事務連絡)を参照している箇所については、4月10日事務連絡
の該当箇所と読み替えるものとする。

以上